

## 大阪府中央卸売市場再整備検討会議設置要綱

### (目的)

第1条 大阪府中央卸売市場（以下「府市場」という。）では、施設の老朽化や食品流通構造の変化等の市場を取り巻く環境変化への対応が迫られる中、府民に対し安全・安心な生鮮食料品を安定的に供給するため、ハード面を中心とした機能強化が喫緊の課題となっている。

このため、建替え再整備による市場機能の強化を図るための再整備基本計画を令和4年度から2ヵ年かけて策定することとし、場内事業者をはじめとする市場関係者や有識者、行政等（以下「関係者」という。）多方面の意見を収集、交換し、計画を策定する際の参考とすることを目的として、「懇話会等行政運営上の会合に関する取扱要領（平成24年10月23日付け人事第2152号）」に基づき、大阪府中央卸売市場再整備検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 前条の目的を達成するため、検討会議では関係者がそれぞれの立場から、府市場の機能強化に向けた建替え再整備の具体的な計画内容の検討及び意見交換を行う。

### (組織)

第3条 検討会議は、15名以内の委員で組織する。

2 検討会議は、別表に掲げる関係者で構成する。

なお、必要に応じて委員以外の者をオブザーバーとして招聘することができる。

### (運営方法)

第4条 検討会議は、大阪府が招集し開催する。

2 検討会議に座長を置き、座長は委員の互選により決定し、副座長は座長が指名する。

3 委員がやむを得ない事情により出席できないときは、代理人が出席することができる。

4 会議終了後、事務局において開催概要をホームページで公表する。

### (分科会)

第5条 検討会議の取組みを円滑かつ効率的に推進するため、必要に応じて分科会を置くことができる。

(守秘義務)

第6条 検討会議及び分科会の各委員は、会議等で知り得た秘密を外部へ漏らしてはならない。

(設置期間)

第7条 検討会議の設置期間は、令和6年3月31日までとする。ただし、期間の延長は妨げない。

(謝礼等)

第8条 学識経験者及びオブザーバーに対する謝礼の額は、日額九千八百円とする。また、学識経験者等に対する費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

2 場内関係者及び大阪府の経済に属する常勤の職員である者に対しては支給しない。

(事務局)

第9条 検討会議の事務局を府市場に置き、府市場及び山下PMC・三菱UFJリサーチ&コンサルティング共同事業体においてその事務を担う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月6日から施行する。